

令和6年第6回稲沢市農業委員会総会議事録

令和6年6月26日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
		4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代		
		8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司		
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
		18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
3番	丹下 貞行	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	14番	田中 倫雄
17番	小原 正広		

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	長崎 倫典
主任	大橋 崇史		

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主任	野田 旭宏
----	-------	----	-------

午後2時00分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和6年第6回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、丹下委員、杉村委員、瀧委員、田中委員、小原委員の5名でございます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

**【会長】**

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。それでは、只今から、令和6年第6回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において4番川松委員、5番永井委員を指名いたします。次に日程第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみでございます。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は、自宅に近隣にある畑の一部を借りて長年耕作しており、今回は渡人の申し出を受け自宅至近の申請地を取得するものです。

受人は、今回の申請で513㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間300日、世帯では

600日農業に従事する計画となっております。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより501㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間150日農業に従事する計画となっております。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は、自宅に隣接する申請地を長年管理しており、今回の贈与を受け改めて137㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間105日、世帯で165日農業に従事する計画となっております。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は、これまで渡人から申請地を借り受け温室で観葉植物等を栽培していましたが、今回所有権移転をすることにより改めて956㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間300日農業に従事する計画となっております。

番号5番、6番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより492㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間200日農業に従事する計画となっております。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は自宅至近にある申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在3,063㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯で250日農業に従事しています。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在 1,549 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 300 日農業に従事しています。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在 19,897.1 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯では 720 日農業に従事しています。

4 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 9 件、移動の土地は、田 6 筆 2,419 m<sup>2</sup>、畑 5 筆 2,874 m<sup>2</sup>、合計 11 筆 5,295 m<sup>2</sup>です。

以上 9 件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、申請地の対価、申請人について、参考としてお手元に配付しております。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 3 議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

5ページをお願いします。

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。それでは、6ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、農業用倉庫を建築します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、7ページの総括表をごらん下さい。

4条の申請件数は、1件 転用の土地 畑 1筆 403㎡ 合計 1筆 403㎡です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます

【事務局】

8ページをお願いします。議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。先に所有権移転案件から説明させていただきます。9ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは農家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

5条の番号3番と、11ページの14番は受人が同一で、事業目的も同じのため一括で説明させていただきます。

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは申請面積の合計が3,000㎡越えの大規模転用案件のため、皆様の机の上に用意させていただきました、A3用紙の位置図、利用計画図も参考にご覧いただければと思います。A3図面の1ページをご覧ください。申請地は丸で囲まれた黒色傾斜部分2か所でございます。図面の2ページをお願いします。

売買による所有権移転および賃借権による権利設定です。こちらは、譲受人の業務の効率化のため、本社の隣接地および近接地に、資材置場と駐車場を設置するものです。農地区分は第2種農地です。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地で、宅地313.46㎡と一体利用します。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちら申請面積の合計が3,000㎡越えの大規模転用案件になります。A3図面3ページをお願いします。申請地は、丸で囲んだ黒色傾斜部分です。4ページの土地利用計画図をご覧ください。

売買による所有権移転です。こちらは、譲受人が、受注数増加により確保できなかった鉄骨の保管スペースや本社で行うことができない作業スペースを設置するため資材置場として転用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。つづきまして、10ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは資材置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 8 番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地で、宅地 283.74 m<sup>2</sup>と一体利用します。

番号 9 番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは診療所・駐車場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。

番号 10 番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは調剤薬局を建築します。農地区分は第 1 種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。

11 ページをお願いします。

番号 11 番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地で、宅地等 2565.04 m<sup>2</sup>と一体利用します。

番号 12 番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは店舗及び倉庫を建築します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

番号 13 番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 14 番については先ほどの説明のとおりです。

つづきまして、12 ページの総括表をごらん下さい。

5 条の申請件数は、14 件 転用の土地 田 16 筆 9,734 m<sup>2</sup> 畑 9 筆 2,704.30 m<sup>2</sup>、合計 25 筆 12,438.30 m<sup>2</sup> です。

また、番号 3 番 14 番 及び 5 番の案件につきましては、申請の合計面積が 3,000 m<sup>2</sup>越えの

案件のため、7 月 8 日に愛知県三の丸庁舎にて開催されます常設審議委員会にて審議予定となっております。

以上 5 条申請 14 件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 13 ページをお願い致します。

議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件のみでございます。

右上に「別紙」と記載のある議案をお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

対象の申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は 1,709 筆、使用貸借権の設定は 359 筆です。

貸借期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までです。

一部農地について貸借期間が異なって表記されておりますが、全筆、令和 6 年 8 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日です。訂正してお詫び申し上げます。

総括表については、総会提出議案に戻り14ページをお願いいたします。

田 2,053筆、畑 14筆、宅地 1筆 合計2,068筆 1,745,578.29㎡になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第30号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第31号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題いたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 15ページをお願いします。

議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

16ページをお願いします。

番号1番

特例適用農地は

申請地 地目 面積 被相続人 相続人を朗読。

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日 令和6年2月1日

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されておりました。

18ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1件

田 14筆 13,621㎡ 畑 5筆 2,525㎡ 合計 16,146㎡ になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。  
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。日程第 6 議案第 31 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 7 議案第 32 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を議題といたします。市から説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案 19 ページをお願いします。

議案第 32 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、

同法施行規則第 3 条の 2 の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

農業振興地域整備計画の変更について 6 月案件は、除外 13 件、用途区分変更 2 件です。別途、農振除外位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。

説明に入る前に、資料の訂正がございます。

地番の修正箇所を朗読。

申し訳ございません、訂正をお願いいたします。それでは、説明させていただきます。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

新工場建築に伴い、資材置場を失うため、新たな資材置場を整備するための除外です。

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

調整池を整備するための除外です。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

現在使用している駐車場の賃借解消を求められているため、新たに駐車場を整備するための除外です。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

歯科医院を建築するための除外です。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を本家付近に建築するための除外です。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を本家付近に建築するための除外です。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を本家付近に建築するための除外です。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場が不足しているため、新たに駐車場を整備するための除外です。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を本家付近に建築するための除外です。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

現在使用している駐車場兼資材置場の賃借解消を求められているため、新たに駐車場兼資材置場を整備するための除外です。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

ガソリンスタンド内だけでは手狭になっているため、新たに駐車場兼資材置場を整備するための除外です。

番号 12 番

申請地 地目 面積 を朗読。

道路を拡幅するための除外です。

番号 13 番

申請地 地目 面積 を朗読。

来院用・スタッフ用の駐車場を拡張するための除外です。

番号 14 番

申請地 地目 面積 を朗読。

直売所と駐車場を整備するための用途区分変更です。

番号 15 番

農業用倉庫を建築するための用途区分変更です。

以上、除外 13 件、田 5,746 m<sup>2</sup>、畑 2,700 m<sup>2</sup>、公衆用道路 336 m<sup>2</sup> 合計 8,782 m<sup>2</sup>

用途区分変更 2 件、田 178 m<sup>2</sup>、畑 146 m<sup>2</sup>、合計 324 m<sup>2</sup>、いずれも農振法の要件を満たすものとして除外・用途区分変更・編入相当と考えます。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 32 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 8 報告第 17 号 現況証明願の報告について から日程第 11 報告第 20 号買受適

格証明願(農地法第 5 条届出)の報告について まで、一括して事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

それでは 24 ページをお願いします。

報告第 17 号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

25 ページをお願いします。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 62 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 43 年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、26 ページをお願いします。

報告第 18 号 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の報告についてです。

農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

27 ページをお願いします。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の届出です。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

駐車場の設置による転用でございます。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

住宅・駐車場の設置による転用でございます。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

駐車場の設置による転用でございます。

28 ページ総括表をお願いします。

申請件数 3 件 田 1 筆 150 m<sup>2</sup> 畑 3 筆 1,137 m<sup>2</sup> 合計 4 筆 1,287 m<sup>2</sup> です。

続きまして29ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場の設置による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号3番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号4番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、共同住宅建築による転用でございます。

番号5番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、共同住宅建築による転用でございます。

番号6番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、建売住宅建築による転用でございます。

続きまして、30ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

番号7番

申請地 地目 面積を朗読。

賃借権による権利設定で、店舗建築による転用でございます。

31ページ総括表をお願いします。

申請件数 7件 田 6筆 1,924 m<sup>2</sup> 畑 10筆 2,708 m<sup>2</sup> 合計 16筆 4,632 m<sup>2</sup>です。

つづきまして、32ページをお願いいたします。

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

33ページをお願いします。

番号1番と2番は受人が同一のため一括で説明いたします。

申請地 地目 面積を朗読。

農地中間管理事業に移行するため、賃借権を解除します。

番号3番

申請地 地目 面積を朗読。

農地中間管理事業に移行するため、賃借権を解除します。

番号4番

申請地 地目 面積を朗読。

農地中間管理事業に移行するため、賃借権を解除します。

34ページの総括表をお願いします。

申請件 4件 田 4筆 3,168 m<sup>2</sup> 合計 4筆 3,168 m<sup>2</sup>です。

35ページをお願いします。

報告20号 買受適格証明願(農地法第5条届出)について

買受適格証明願が、次のとおり証明されたので報告する。

本日付け提出、会長名でございます。

36ページをお願いします。

申請地 地目 面積を朗読。

3者から申請がありました。

こちらは、名古屋地方裁判所一宮支部 が実施する競売で、

入札期間は 令和6年6月5日から令和6年6月12日となっております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

(横井委員)

報告20号の議案提出日が誤っているので修正したほうが良いと思います。

**【事務局】**

訂正させていただきます。

ほかに質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和6年第6回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時50分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

4番委員

川松 忠彦

5番委員

永井 八千代